

安全保障を 考える

ここに掲載された意見等は、執筆者個人のもので、本会の統一的理解ではありません。

安全保障の危ういニューフロンティア

“Global commons に見る安全保障のユラギ”

研究班 鍛冶雅和

はじめに

日本では年の瀬になると今年の“ことば”、今年の“漢字”と単語や文字一つで1年間に生じた多くのことを表象しようとし、日本人の間ではそれが可能であると暗黙のうちに同意している。この日本人・日本語は、他の言語への融合能力も高く、例えば、現在、中国で使用されている西欧文化等に関連した事物の意味を表す漢字の7割近くは日本で宛がわれた漢字であると言われており、外国語からの移植能力、取り込み能力の一端が理解できる。それは、外国人から“悪魔の言語”と揶揄され、平仮名からローマ字まで様々な文字を縦横に組み入れることが可能、若しくは組み入れてしまった言語としての柔軟性、多様性、悪く言えば定見の無さがそれを可能にしており、その結果、外国語を直截に使わなくても済むこととなり、矛盾する様であるが外国語下手を助長している。また、同族・同民族であるという強い認識の下、所謂「阿吽の呼吸」という意味不明な言語外のコミュニケーション・ツールも存在しており、仲間相互のその場での意思疎通を容易にすると同時に、仲間以外に対する排他性及び語彙の本質的理解に対する阻害を内在している。例えば、我が国における近代西欧哲学の

学究の中心はドイツ哲学であるが、ドイツ哲学以外を専攻する先生からは、「所詮、アバウトな日本語を使う日本人に言葉の重箱の隅を突つくとドイツ哲学は理解できるはずがない。」という趣旨の言葉を何度も拝聴した。（この言に対する是非について、筆者は哲学者でもないので旗色を鮮明にすることは控えるが。）

上述は、この日本語という言語環境下において、夫々が意図した意味を本当に正確に他人に伝えることが可能なのか、若しくは、日本人は、正確な意味を伝達するという意識がどこまで深いのかという私自身の根源的な疑問が背景として存在している。

最近の事例から、安全保障という国家の命運を左右する重要なフィールドにおいてさえ雰囲気や優先するその特性故に、「言葉が曖昧なまま使用されているのでは？」との疑問について論述する。

1 グローバル・コモンズ使用の背景

(1) グローバル・コモンズ（国際公共財）

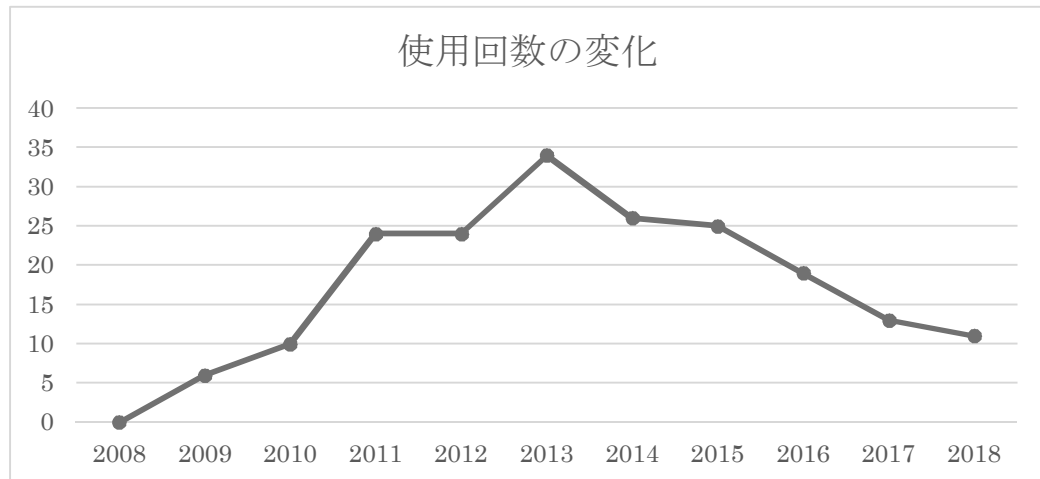
ほんの10数年前から頻出するようになった安全保障の言葉の一つに「グローバル・コモンズ (global commons)」がある。2010年のオバマ政権下に於けるQDR (Quadrennial Defense Review Report) ⁱ⁾において使用され、我が国では、「国際公共財」という和訳をもって防衛白書、外交青書等、国家の公の図画に使用されてきた。この言葉については様々な方面で研究が実施され、例えば、平成25年度外務省調査研究事業として公益財団法人「日本国際問題研究所」が「グローバル・コモンズ（サイバー空間、宇宙、北極海）における日米同盟の新しい課題」ⁱⁱ⁾として報告書を提出するとともに、大きなセッションを実施している。防衛研究所においても平成27年に原田有氏により「グローバル・コモンズのガバナンスが抱える難題」ⁱⁱⁱ⁾の表題でレポートが発出されている。外務省や防衛省がこの言葉の分析に努力を傾注した事実は、その頃にグローバル・コモンズが安全保障の世界におけるトレンドの言葉になったということであり、安全保障上の語彙として我が国での市民権を得た様に見えるのである。そして、前述の研究では、安全保障の分野においてこの語が意味し、包括していると理解されている多様なドメインについて、そのガバナンス、コントロールの必要性が結言として提示された。

(2) グローバル・コモンズの使用状況

以下の数値を見られたい。

ア 防衛白書^{iv}

年	2008	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18
合計	0	6	10	24	24	34	26	25	19	13	11



イ 外交青書^v

外交青書 年度	国際公共財等の記述
2013	なし
14	3章1節5 国際公共財 の項立て
15	3章1節5 国際公共財 の項立て
16	なし
17	なし
18	なし

ウ 米国安全保障関連公刊文書

年	文書名	使用箇所
2010	National Security Strategy ^{vi}	2
2010	2010 QDR ^{vii}	7
2014	2014 QDR ^{viii}	1
2015	National Security Strategy ^{ix}	0
2017	National Security Strategy of the United State ^x	0

いきなり数値を羅列し恐縮であったが、これらの数字は、グローバル・コモンズ、global commons、国際公共財、3語の検索結果である。(以下、本論中では、この3

語を交互に適宜使用しているが、文脈の理解を容易にする為の使用であり、その意味は基本的には同じである。)

使用した出典が日本の防衛白書及び外交青書並びに米国のNSS及びQDRのみであり、数値は、使用された語数のカウントのみであることから、この数値が文章の中での言葉の意味上の重みをも表しているわけではない。つまり、文章の中において、僅か1語であっても重要な意味をもって使用されることもあり、一方、文書作成者の筆の癖で同じ言葉を多用する場合もあり、文書の中の語数のカウントなど文章の内容を理解する上では、直ちに大きな意味を持つものでないことは当然である。また、外交青書で抽出した項立てについて、どのような言葉をセンテンスの題という看板に使用するかということは、白書等の公文書でなくとも大いに気に掛けるところであるが、一つのセンテンスの使用結果がその文書全体のトレンドや方向性を決定付けるものでないことも当然である。まして、米国の安全保障における公刊文書中の用語使用のスタンダードなど、管見の身では知る由も無い。

また、米国に於いては使用する用語を意図的に突然に変更することは多々ある。例えば、「エアシー・バトル(Air-Sea Battle)」という用語は、2012年頃からその構想について我が国においても研究していたが、2015年1月「ジャム・ジーシー(Joint Concept for Access and Maneuver in the Global Commons: JAM-GC)」に変更する旨、公表された。(その際には、Air-Sea から外された陸軍の巻き返しである等、噂話もかまびすしかった。) また、2016年には、長らく使用してきたA2/AD (Anti-Access/Area Denial, A2/AD) の使用を控えるべきであると米海軍CNO、リチャードソン大将が小論文の中で発表するという事実もあった^{xi}。A2/ADについては、エアシー・バトル論争においても多用された用語であり、其れとの関連ということも言われ、真意は今一つ分からない部分もあるが、言葉の使用停止が珍しいことでないことは事実である。

以上の様にグローバル・コモنزという語彙の使用について3つの公刊物を並べた結果は、数年前にこの言葉に流行りのピークがあり、現在は、各執筆者の慧眼であるのか、単なる結果なのかは別にして、そうでもなく、その結果は後述する理由により適当な方向であると考えられる。

(3) コモنز(common)

安全保障の世界においてグローバル・コモنزという語彙が取り沙汰されたのは、ここ10年であることは、前述のとおりである。ただし、インターネット等でグローバル・

コモンズ若しくは国際公共財を引いてもらえば分かるが、この言葉は、安全保障に限らず広く使用される一般用語となっている。また、グローバルの付かない“コモンズ”という言葉は、コモンズ論等、30年以上前から議論が継続されている。

グローバル・コモンズの基底である“コモンズ”は、多様な概念であり、その意義付け、意味付けについて、定型になったものは無いと言われている。「コモンズ」と「共有」とは、一般用語として使用されている世界では等価に近い概念とされているが、必ずしもイコールではない。近年は、環境社会学や環境経済学の分野で当然の用語として使用されており、中には「コモンズ研究会」なる活動も報告されている。^{xii}

諸外国では、資源管理に関する研究分野においてこのコモンズの議論が重ねられてきた。そして、その議論を主導してきた人々の多くは、環境保護団体等のNPO等に所属する研究者である。

また、関係する組織や人の範囲・規模を軸にコモンズを類型化するならば、ローカル・コモンズ、パブリック・コモンズ、グローバル・コモンズに分類される。つまり、グローバル・コモンズは、コモンズ論ではその一部に過ぎないのである。ローカル・コモンズは、地域における農業や水産業の入り会い、共同漁業等について考察するフィールドであり、パブリック・コモンズは、国家や社会共同体によって管理される土地や海域等についてのフィールドであり、グローバル・コモンズは、世界全体に影響する国家を主な主体とする共同管理フィールドである。

そしてコモンズ論の一部分であるグローバル・コモンズに関してコモンズ論を担う学会等では、誰のものでもなく万人が認める「非所有」のものであるという前提で議論される場合が多い。環境保護団体等が理解し一般的に使用されるグローバル・コモンズの特徴としては、①地球規模の偏在、②地域性、③性格の季節・場所への依存性であり、その具体的な対象は、空気、海水、回遊性の鳥獣・魚類等である。^{xiii} グローバル・コモンズへの権利等は、「非所有」である以上当然認定されない。例えば、「渡り鳥は日本の権利で、他の国が研究や保護してはならない。」などとは考えないことが常識的であることは十分に理解できる。

この様に、コモンズ及びコモンズ論は、本来、共有性を中核として存在する概念であり、その対象は、団体・集合体が占有する資産・領域であり、その共有を担任する対象者も明確に規定される。例えば、公園は、地方公共団体が管理し、その共有者は、住民であるという明確な範囲があり、一方、私有財産ではないのでその中に自宅を建築することは拒絶され、浮浪者が段ボールで家を作りそれを公園管理者が撤去しても住民はオ

カシイとは思わない。そこには、モラル、ルールと言った規範が存在する。

それが、グローバル・コモンズとなると非所有、非管理の世界となり考え方の不連続性が見られる。それは、グローバル・コモンズが、現実の経験や歴史で構築されたものではなく人間の創造の中で作られた考えであり、そして、その考えを編み出したのであろう人々の信条の深層を哲学的に推察するならば、その一つの極は、キリスト教をその理論の源流の中心にもつ西欧的哲学の系譜を前提にした考え方である。神からの恵み、神からの授かりものを皆で共有はするが、所有は“トンデモナイ”という人達の哲学であり、そして、もう一つの極は、グローバル・コミュニストの世界である。ジョン・ロックの労働所有権説に因れば人間が保有できる唯一のものは労働により獲得したものであり、彼からヘーゲル、マルクスに繋がる共産主義的な論理に従う人々にとってグローバル・コモンズは、人民の名の下に共産主義者のみに与えられる世界の所有権をグローバル・コモンズで読み替えたとも考えられる。人知の及ばない神の世界と逆に神の存在を否定する共産主義の世界という両極の世界で設想されるグローバル・コモンズが、現実の人間の営みである社会科学の安全保障の世界観と相容れないのは当然かもしれない。

さて、長々と学際的な論理を論述したのは、グローバル・コモンズなるものが、万国共通に理解されている様な普遍的な哲学・学問に裏打ちされたものでは決してないということである。

(4) コモンズ (commons, the commons) の言葉の源泉

ここで、コモンズという単語そのものについて少しの考察を加えたい。現在の中学生英語教科書を紐解いたことは無いが、私の場合、“common”という英単語に接したのは、“lucking in common sense”というフレーズを学習塾の講師に覚えさせられた時であったと記憶している。しかし、この common の複数形の「コモンズ」という言葉は、英国に於いて深い意味を有する。

コモンズは、英語辞書を引けば囲い込みの領地等と記述されているが、古い英語で the commons は、「平民、庶民」の意味を持つ。国会の下院を米国では、United States House of Representatives と呼称するが、英連邦では、1295年以來、The House of commons of ~ であり、王及び貴族の既得権利と命懸けで戦い獲得した多くの貴族以下の人々の血塗られた権利の象徴とも言える言葉である。^{xiv}そして、英国議会における実質的な決定権は、この commons に有るのである。つまり、英国における本来のコモンズの響きは、当たり前、アプリオリに与えられた権利というよりも、獲得

の意味合いが強く、それ故に、人間としては当然であるとの意味もあり、ユーフォーリアな意味合いは希薄である。³⁷ つまり、コモンズの英国の歴史に照らせば、コモンズ（グローバル・コモンズではない）は、責任、所有、獲得と言った現実の世界と遊離した世界ではない。

以上（3）及び（4）をまとめれば、本来、コモンズには、所有、それに伴う権利・責任といった意味が付随していた。しかし、グローバルの世界に拡大された途端、所有、権利、責任といった意味を失い、所謂ユーフォーリアな世界となり意味の上での不連続性が存在しているということである。つまり、グローバル・コモンズ以外の旧来のコモンズの考察のままグローバルに対応範囲を拡大したならば、本論で提起しなければならぬ様な問題は無かったはずであったが、意図的であったかどうかは不明ながらリベラルな人々の言葉となってしまったことは事実である。尤も、グローバルへの拡大が為された時点でその方向性は決定付けられていたとも言える。それは、有史以来、丸ごと世界を所有した経験を人類は有していないのであり、元々グローバルの理解そのものも人類の及ばないところであった。それ故に、グローバルには神以外の非主性を有しており、世界が狭くなったと言われる現代においても、人間が理解するには未だ世界は大きすぎるということもあろう。つまり、接続すべきでない“グローバル”と“コモンズ”を接続したことに問題が有り（少なくとも現在までは）、言い換えれば“存在しない・存在できない”非現実を言葉の上で設想してしまったことに問題が有ったと考える。

2 安全保障に於けるグローバル・コモンズの使用

以上述べたことから「グローバル・コモンズ」という言葉を安全保障の世界に於いて使用することは、次の理由により適さないと考える。

（1）既に一般用語化

新しい言葉であれば適切な定義をすれば済むことであるが、この言葉は、余りに長く安全保障以外の世界で使用され続けてきたことから一般用語化しており、安全保障に特化した厳密な定義を維持できる保証が無い。

これまでに安全保障の各所、例えば、防衛白書や安全保障の論文の中で定義付けが為されてきたが、それは、安全保障以外の分野に対しては後発組であり、また、過去の安全保障以外の分野の論文等で使用された意味を過去に遡って定義し直すことは不可能である。

（2）他の語彙使用世界との干渉

使用されてきた来歴が異なっていたとしても、安全保障に近い分野、若しくは医学の分野等、全く接点の無い分野であるならば、安全保障世界への流用は可能であろう。しかし、当該語が使用されてきた分野は、環境保護、民生や文化と言った分野であり、国家間の外交・軍事を中心に考察される安全保障の分野とは、方向性が異なる世界である。一方で、海洋や宇宙空間等、この言葉が使用される場は共通しており、相互干渉や影響が全く予想されない分野ではない。

(3) 干渉結果がもたらす影響

先発で使用されてきた環境保護等の分野におけるこの言葉への感性と安全保障環境での感性が異なること、かつ(1)で述べた様に厳密な定義も難しいことから誤使用はや意図的な混用が予想され、またはそれが可能である。

では、海洋・大気圏空間・宇宙空間、更にはバーチャルな空間を含む多様な空間を投網的に表すグローバル・コモンズ、国際公共財に代わるどの様な言葉が適当なのか？本論は、その定義を提議する場ではないので、これ以上の考察は留め置くこととするが、グローバル(国際)とコモンズ(公共財)が一つの語として接合し難いことは、前述のとおりである。

3 安全保障分野における“グローバル・コモンズ”使用による問題点の検証

そもそも何故に本論で、一つの言葉に拘泥してこの様な論述を重ねているのかという疑問が浮かぶであろう。尤もな疑問であるが、筆者が敢えてこの言葉に拘った理由の幾つかは、次のとおりである。

(1) 戦争に対する曖昧化

「戦争とは？」という質問に対しては様々な回答が用意されている。例えば、巷間最も有名な表出は、クラウゼヴィッツの「戦争論」^{xvi}、「戦争は、他の手段をもってする政治の継続に過ぎない。」であるかもしれない。また、オーストラリアの社会学者ヘンドリー・ブルは、その主著「国際社会論」^{xvii}の中で、「戦争は、政治単位によって互いに向けて行われる組織的暴力である。」と規定し、単なる殺人ではなくその暴力の正当性を担保する殺人との区別の理由として、代理的・公的性格を指摘しており、その結果、象徴的責任及び行動対象を政治単位に限定している。

一方で、「戦争」を定義したから戦争が発生した訳では勿論なく、それまで存在していた戦争、亜戦争、戦争みたいなものの中から学究的にその一部を「戦争」と定義して今日に至っているのであり、文字文化を用いて遡れる範囲内で、戦争・戦闘の痕跡は、約5000年前、メソポタミア文明の人類最古の叙事詩「ギルガメッシュ」に於

ける一文だと言われる^{xviii}。さらに、ジェンダー・フリーやリベラルな考え方を中心に持つ人々には、極めて評判の悪い社会生物学によれば、動物にも人類と相似な戦争・闘争の萌芽を見出すことができる。^{xix}

この様に、戦争の必然性について様々な哲学的、心理的、技術的・・・考察が人類の歴史を通じて行われてきた。そして、戦争そのものを無くすことが不可能であるとの理解の上で、それでも「戦争を何とかしよう。」と知恵を絞ってきた人類の歴史がある。その一つの手段として、戦争そのものを個々の人間相互の争いである暴力行為と明確に弁別し、為政者としての決定行為、即ち政治的行為としたのは、30年戦争への懺悔により関係する諸侯が席に着いて戦争のアクターを国家に限定しこれに同意した1648年のウエストファリア条約から始まったと言える。その後、この戦争と言う社会政治活動は、西欧の英知を集めた戦争法規という手法を以て、具体的な実施要領が逐次規定され現在に至った訳である。

そして、この歴史は、その議論の席に着くことのできた者、即ち国の統治権を有する者に依って条約等の手段で構築されてきたのであり、17世紀における王や皇帝のような絶対的な権力を有する者とそれ以外の者との間に暴力上の力学において絶対的な差異が有る場合には、良し悪しは別としてその秩序の安定は保たれてきた。

一方、この様な秩序に対して不満の有る者、この秩序の破壊を企図する者、若しくはこの秩序の狭間で他を出し抜こうと考えている者の存在は、この世界の秩序への不安定要因であるが、前述したとおり、それらの者の力が戦争の秩序維持を主動してきた者との相対的な差が小さくなってきた時、その秩序の安定は具体的に阻害されるのである。

現代において（一部は過去からも）秩序に順じない者に使われる可能性のある要素を列挙するならば、次の様なものが挙げられるであろう。^{xx}

① 民主主義

現代の政治システムに於いて合理的な意味で代替性の無い民主主義は、基本的に多数決という合理的ではあるが不安定な政治システムであるが故に、戦争秩序を不安定化させる。何故ならば、精緻に構築されている当該秩序は、多数側が十分に理解し、その秩序の中で活動されるという保証が無いからである。つまり、民主主義は、国内の政治システムであり、戦争秩序という国際的な活動を規定するシステムとは別のステージに在り、それを考慮することが必須でないにもかかわらず、大きな影響を及ぼすからである。

② NGO, NPO

既存の戦争秩序の中心である国家とは異なった権力を発生可能なこれら集団により本来の戦争のアクターである国家の権力を低減させられることは、論理的には当然であり、その結果、戦争秩序の揺らぎを増幅させる。

③ 情報のフラット化

戦争と言う究極の国際的社会活動は、少数の者によってその開始、継続、変更、終結が決断される必要がある。何故ならば、結果として人の生命の遣り取りを行う戦争は、その利害関係が余りに広範囲にわたり、また倫理的・宗教的に重い行為である故に、意思決定者が多くなればなる程、意見開陳者が多くなればなる程、レミングの集団自殺行為の様に動き始めた波を止めたり方向を変えたりすることが困難になるからである。従って、意見の多様化をもたらす情報のフラット化は、戦争を制御し難くする。

④ 技術革新

戦争勝利の要訣は、敵よりも戦闘のテンポを上げ、その半歩ないし1歩先で戦争を実施することである。それが、最も端的に表れるのは、技術の戦争への影響であり、RMA (Revolution in Military Affairs) という言葉を用いなくとも、古来、戦闘の場面においては当然のことであり、騎馬戦術を西国武将よりも上手に使用できた源義経は平家を屋島に於いて敗退させたのであり、鉄砲の新しい使用法を生み出した織田信長は最強の武田勝頼の騎馬軍団を廃滅させたのであり、徴兵制 (国家総動員令) を考案したナポレオンは冬将軍以外には負けなかったのであり、第一次世界大戦で膠着した西部戦線を突破するにはタンクが必要だったのであり、太平洋戦争劈頭に日本海軍はゼロ戦によって連勝を勝ち得たのであり等、枚挙に暇はない。しかし、この技術的な優位性は、戦争の勝利を確信させるので、戦争を抑制する戦争秩序を破ることへの抵抗感を希釈させる。

⑥ 宗教、民族主義、正義

基本的に宗教 (民族主義) は、同じ宗教 (民族) を信奉する者に対しては寛容であるが、それに属さない者に対しては、非情である。また、正義は、極めて絶対的で排他的な思考でありまた感情である。これらは、戦争の秩序の合理的な運用を妨げる。現代は、宗教等を国際的に統制できるシステムが構築されておらず、これら異なる正義を生み出す源泉となっている。

以上、6項目を抽出して評価したが、一方で、民主主義にしても NGO にしてもこれらのことは、現在に於ける所与の事項であり、例えば、現実の安全保障の姿を1枚の

布とし国民国家を基底とした安全保障観を縦糸とするならば、上記の6項は横糸であり、縦横無ければ布は存在し得ない。その全てを考慮しつつ上手に調整して安全保障の諸問題に対処しなければならないということに疑問の余地はない。しかし、それでも、現代社会は、過去300年に亘って構築してきた戦争を何とかする為の仕掛けを毀損する要因に満ち溢れているということであり、国際政治学者 田中明彦氏が世に問うた「新しい『中世』」^{xxi}において設想した世界の一つの情景である。

この様に安全保障上の環境においてグローバル・コモンズの様な語彙の使用は、戦争（安全保障）に関する理解を曖昧にすると言わざるを得ない。

（2）中国による北極海への進出

戦争論の次が中国かと思われるが、（1）で論述した、これまで構築してきた安全保障の仕掛けと真逆な方向に現在の世界を向けようとしている国の一つが中国であると思われる。

グローバル・コモンズと安全保障との関係について考察した国内の論文の結言における具体的な要訣の方向は、グローバル・コモンズのガバナンスの強化であると論じられている。

ガバナンスとは統治であり、統治者が誰であろうとも法律、条約、理解等の共通の土壌が必要であるが、現在の国際社会に統一的な統治者が存在しない以上、国連なり国際条約なりを庇護し建設的な方向性を維持する各国家相互の努力が必要である。

しかし、中国に関しては、同国とフィリピン間の国際司法裁判所の判決に対する態度や、突然キラー衛星の攻撃実験を実施し多量のデブリを宇宙空間にまき散らした所業や、インターネット環境を使用した軍事・民生を問わない情報強奪の事実や、COP21において世界第2位のGDPを有する国が世界一の発展途上国であると強弁しCO2の排出規制を回避する姿勢や、海警を海軍に編入し諸国が警察力と軍事力の区分によりエスカレーションラダー抑制システムを構築している意味を眼中に置かない編成をいとも簡単に実施できること等を見るにつけ、既存のシステム（不十分なもののだとしても）への配慮の欠片も無い国であると理解せざるを得ない。

当初、国際社会に不慣れた国際社会における田舎者故との理解も世界には有ったが、既にその甘言は無い。

その中国が、最近北極海に進出すべく様々な手段を講じていることは、注目される情勢である。北極海は、そもそも多数の国により囲まれる内海であり、漁業資源のみならず、鉱物資源等、今後開発が期待される海域であり、また、地球温暖化の影響に

より啓開可能となった夏季の北極回り商船航路がアジアとヨーロッパ間の新たなより短航程の海上輸送航路として期待されている。一方で、科学技術研究や環境保護の観点から環境破壊をもたらす無節操な開発等について協議する為に、米ロを含む周辺8カ国によりAC（Arctic Council）という共同体が1996年から組織され、相互の意思統一を図り計画的かつ安全な北極圏開発の為に努力を表向き重ねてきたのである。ただし、実質的な当事者である北極海関係5カ国（カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア、米国）による少・多国間協議は、2008年から設置され、バイ／マルチの関係国国際会議を頻繁に実施している。それは、問題の多岐性、深刻性を逆に表しており、当該海域は、協調の海ではなく係争の海である。^{xxii}

そこに、新参の中国が“我にも権利有り”と打ち出し、2010年に中国海軍少将Yin Zhouが「北極は、世界中の全ての人民のものである。如何なる国家の主権も及ばない。・・・中国は、北極の探査に対して欠くべからざる役割を担わなければならない。それは、中国が世界中の5分の1の人口を有しているからである。」と発言し、人口比による資源配分を要求している。そして、学術研究の為にとの理由で大型の砕氷船を建造し、グリーンランドに鉱物採掘の為に土地を確保し北極圏に於ける地籍を獲得し、北極海の海氷上に中国旗（中国共産党旗？）の五星紅旗を掲げ、これらの成果を国内外に誇示した。これらに対して、例えばロシアのプーチン大統領が激怒したとの報道もあり、中国の行動を視野にロシアは、北極海での他国の科学的調査等について、国際海洋法を根拠に国連に対してクレームを実施し、強制的な排除も辞さないとの姿勢である。^{xxiii}

中国のこの姿勢は、既存のガバナンスを尊重し、折り合いの中で新たな発展を企図するということではなく、自己の論理、つまり「北極海は国際公共財であり、誰のものでもなく、そこに進出するのは中国の勝手である。」との中国独自の理論を北極海にも当て嵌めた結果であると言える。その姿は、米大陸に上陸、そこをニューフロンティアであると勝手に理解し、既存の北米インディアン、インカ・マヤ民族の生存を無視し、人間が活動してきた既存の土地を奪取し続けた南北アメリカの征服者、開拓者と同じである。勿論、中国が開拓者であり、インディアンがロシア、ノルウェーである。そこに相互のガバナンスが共存する場は無い。それ故に、その様な行動、考えを曖昧の内に包含し論理的な根拠を与える「グローバル・コモンズ」という言葉は危険である。今後は、インディアン側から騎兵隊への反撃が為されるのであろうか。

（3）「国家安全保障戦略」中のグローバル・コモンズ

我が国における安全保障上の最上位の文書である国家安全保障戦略^{xxiv}にも国際公共財（グローバル・コモンズ）が項立てられている。それは、第Ⅲ章第1節「我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題」1項「グローバルな安全保障環境と課題」（4）「国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク」である。このフレーズ中の言説に対して、これまで論述した主旨を踏まえ以下に疑問を列挙する。

ア 疑問 その1

本文に「近年、海洋、宇宙空間、サイバー空間といったグローバル・コモンズに対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し、深刻化している。」と記述されている。つまり、海洋、宇宙空間、サイバー空間の各ドメインを並列的に扱っている。しかし、本当に並列な存在であろうか？

海洋について言えば、昭和48年に始まった第三次国連海洋法会議以降、それまで3マイルであった領海が、領海12マイル、接続水域12マイルそして排他的経済水域200マイルに拡大し、沿岸国の権益を強め、海洋の囲い込みに奔走した国々があり、同条約に渋々調印せざるを得なかったのは世界の海洋国家であり、その最右翼が日本であった。（米国は、未批准のままの状況である。）従って、海洋は、自由なアクセス領域でも自由に活用できる場でもない。

宇宙に目を向ければ、これまで世界各国は無軌道な宇宙開発により膨大な量のデブリを宇宙空間に投入し続けてきた。挙句の果てには宇宙空間でキラー衛星の攻撃実験を実施した中国の活動を世界はそして日本は、自由な空間における自由な活動という理由でこれを「是」とするのであるだろうか。また、衛星の運用上最も効率的な赤道上空の静止衛星軌道は、早い者順で良い位置は既に埋まっており、国際電気通信連合（ITU）による調整機能は、既得権益を有した国家、企業にお墨付きを与える為のものとなっている。つまり、ここも自由でも管理された空間でもない。

サイバー空間は、そもそも人間が創り上げたものであり、初期の創造者の意図・理念がたとえ万人への自由アクセスであったとしても、現実には様々な基準や規範が有る。勿論、その仮想空間の運用には多額の経費が必要なのであり、万人が無制限に自由を謳歌することを許容できる空間ではなかった。それは、結局、当該空間を管理し、当該空間を知悉した人々の独壇場である。例えば、その中で仮想の貨幣を作り上げ、その貨幣を以て現実世界における資産形成をした人々と、それが出来なかった者若しくは仮想世界の損失で現実世界に於いて大きな損失を被った者との対比を見れば、その空間が最初から自由でも公平・公正でもなかったと理解できる。

ただし、海洋・宇宙・サイバーの3つの空間の現実を批判しているのではない。問題としているのは、その様な弱肉強食の世界が、国家の則を一つ越えて存在しているという事実、国際法にしてもジャングルの法律と言われる様にこれまでの強国が作り上げその時々々の強国に有利な条約集であることを考えれば、アプリアリにグローバル・コモンズなるユーフォーリアな世界が与えられ、それが阻害されかねないという国家安全保障戦略の訴えの論理構成が事実と異なり国民を間違った方向に誘導しかねないことにある。

そうではなく、この様な権益争いの中でかりそめの自由空間がかりそめ存在している、若しくは維持してもらっている有難さを理解し、そこを維持している人々への感謝と、一方で、そこに自己の権利獲得の為に手を突っ込んでくる勢力が当然存在する、若しくは存在し得るといふ危機の説明が前提として必要なのではないかと、ということである。

国際公共財という言葉が有する過剰な柔らかさ曖昧さを理解せずに、既存の国際的枠組みを尊重せずに力を背景とした一方的な現状変更を図る動きを悪として批判することは、性善説的な視座からの論理であり理論の順番が異なるのではないかと提示しているのである。

これは、何も中国等から日本への直接的な軍事的脅威のみを述べているのではない。科学的な活動である調査捕鯨の結果を否定し、その調査捕鯨そのものを否定しようというエモーショナルな国や組織も同様である。

こうしたリスクに有効に対処するため適切な国際的ルール作りを進め、当該ルールを尊重しつつ国際社会と協力して取り組んできた我が国であったが、その様な我が国的な常識や我が国的な正義が通用しない世界が厳然と存在することを再認識する時期に来ているのではないかと。勿論、我が国自体が既存の枠組みを積極的に破壊し、ジャングルの王者を目指す様なことは決してあってはならないが、その現実の周知は、マスコミを通じた不特定の日本人全般に広報するだけでなく、学校教育を始め子供に対するピンポイントの教育がその基盤構築として重要である。

イ 疑問 その2

本文中「こうしたリスクに効果的に対処するため、適切な国際的ルール作りを進め、当該ルールを尊重しつつ国際社会が協力して取り組む」と記述されているが、何に、どのように協力するというのであろうか。この様なアピールのみで具体的にかつ我が国の国益に適う結果をもたらすという保証は有るのであろうか。

もう一步進めて、『既存の多くの努力の結果構築された国際間の約束事を反古とする勢力に対して毅然と、そして必要な場合は実力を以て対応していかなければならない。』と明記すべきではないだろうか？

勿論、我が国防衛の基本政策には「専守防衛」があり、国際法等を遵守しない国家を懲罰する為に地球の裏側まで自衛隊を派遣すべきと言っている訳ではない。例えば、我が国が有するほぼ唯一の強制力である経済力をこの様な国家との対峙の手段として全幅活用すべきである。もしも、その結果において我が国の経済活動を毀損する可能性があり、それを政府として是とできないのであるならば、国家としての矜持を維持することとその基盤たる経済を持続させること、この両者のバランスが難しく止むを得ず国家の誇りを毀損せざるを得ないと明言すべきである。集団安全保障的な存在してもしない力を想像させて仮の結論を示すのは偽善である。

ウ 疑問 その3

海洋に関する本文に「『開かれ安定した海洋』は、世界の平和と繁栄の基盤であり、各国は、自ら又は協力して、海賊、不審船、不法投棄、密輸・密入国、海上災害への対処や危険物の除去といった様々な課題に取り組み、シーレーンの安定を図っている。」とあるが、挙げられた課題の多くは、本来、国内法で処断、対処されるべき事項であり、それを国際的な問題の項立ての中で羅列している。

海賊は、確かに国際法でその違法性と国際的な対処規定が明示されているが、現代における海賊は、当該規則が制定された時代の海賊行為とは異なり、国内の犯罪組織が沿岸海域という国のエリアから抜け出して（意図しているか否かは別に）国際海峡や公海において活動した結果であり、その原因も国内における貧困等に起因する生活手段の延長にあり、決して国家が誘導して実施させていることではない。密輸・密入航もしかりである。

不法投棄は、勿論規制され、処罰されるべきであるが、我が国では不法でも、隣国韓国の法律では合法となる海洋投棄が日本海において継続している。一方、（不謹慎で、極論であることにご容赦をお願いしつつ、）我が国が東日本大震災によって生起させた多量の浮遊瓦礫と海洋への不法投棄とに結果としての違いが有るのであるだろうか。つまり、不法投棄については、国内ではクリアカットできても、国際の場においては、法律的にも要件的にも不安定な事項なのである。

一方、不審船は、国家の意図が隠れている。また、危険物の除去という、この危険物なるものが何を指し示そうとしているのか些か不明確であるが、浮遊機雷を暗示してい

るといふならば、国際的な対象物である。そうであるならば、「国家意思に因る海軍の軍事力を使用した威嚇、攻撃」ということについて、この並びに記述されていないのはどうしてであろうか。国家安全保障戦略というのであれば、これらのことを明確に弁別の上、記載されるべきである。この部分を混在化させ、一部を糊塗した結果、国家が実施すべき安全保障の切り分けが曖昧になり、国民への説明、事象への対応及び整備すべき法・手段が不明確化しているのではないだろうか。

国家が実施している不審船と犯罪組織が実施している海賊行為、個人が侵す犯罪と国家意思の不審船が同列に記載されていることで、不明確と誤魔化しが存在できる余地を生んでいる。殊更間口を広げた総論に因る各論の隠ぺい、誤魔化しであり、問題の本質を不透明化している。また、“自ら又は協力して”実施されてもいない各国の行動を性善説的言葉によって総括することにより、海洋の現状の機微の部分が曖昧化されている。

その結果、軍事的に対処しなければならない事実が矮小化されている。勿論、憲法の制約により政府が発出する文書には、軍事的な行動が際立つ様なものは書けないことも事実であろう。そうであるならば当面は、前「国防の基本方針」の様に多言を擁せず国家として人類として普遍的な文言を戦略として掲げ、あとは各省庁の文書で処理すべきではないだろうか。

国際公共財という言葉は、その様な曖昧なものを包含してしまう危うさがある。

また、国際公共財という言葉が使われるその裏には、同戦略の国際公共財の次の項で使用されている「人間の安全保障」の様に、耳あたりの良い、ソフトな言葉を看板として使用し、それで何となく済ませてしまう風土が安全保障の分野にも蔓延しているのではないだろうか。安全保障という言葉にわざわざ「人間」を付加しなくとも、安全保障が対応すべき本来の対象に国民、「人間」を守ることは当然含まれている。一方で人間のみを対象にした安全保障にどの様な意味が有るのか。安全保障の新たな類型を作ってよしとする様な言葉の誤魔化しは止めるべきである。勿論、狭義の安全保障のみが有効であると言うつもりはない。また、安全保障という言葉は、国際政治で多く使われるようになったのは第二次世界大戦後であると言われ^{xxv}、それ自身が80年程度の経歴しか有していない。しかし、我が国においては1979年、大平内閣で検討が開始された総合安全保障により間口を広げられ、その拡大した安全保障の総枠から一部を取り出して新たな安全保障の枠組みを設想するというのは意味不明である。

そこには、「安全保障は軍事力だけの専売特許か？」という反論も用意されているのであろうが、国際政治学者 高坂正堯氏も『「××だけではない」という議論は、甘え

に基づく賢ぶった議論である。』と喝破している。^{xxvi}問題の曖昧化は、議論のブレを大きくし、結果として不適切な結論に誘導する可能性が高い。

「人間の安全保障」はその典型であるが、他には「思いやり予算（HNS）」も同様である。米軍駐留経費の一部肩代わりに過ぎない予算項目に、この様なキャッチコピーを付けた結果、その対象となる在日米軍人は、「俺たちは、思い遣られる対象なの。」と言って内心憤慨しているに違いない。勿論、米国民が日本を「思い遣って」大切な自国軍人と装備をわざわざ太平洋を越えて日本に派遣している事実、この米国が日本に対して実施している「思い遣り」がその意味だと言うならば「もっとも」である。しかし、日本国民の理解は違う。

エ 疑問 その4

本文中「さらに、北極海では、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている。このため、国際的なルールの下に各国が協力して取り組むことが期待されているが、同時に、このことが国家間の新たな摩擦の原因となるおそれもある。」と北極海の問題を抽出しているが、日本が、この問題におけるどの様な当事者になるのか、なれるのか、そして、どの様な役割を求められているのか、自ら求めたいのか、が不明確である。国家として、新たな開発が期待できる北極海に興味を有することは当然必要であり、要すれば、北極海用の大型砕氷船の建造や砕氷船型商船の開発・建造を支援する為に国家予算の投入も考慮されるべきであろう。しかし、日本は、既述のACのオブザーバーにも入れない、特別オブザーバーである。その資格のまま国家の安全保障上の最上文書に北極海の記述を挿入することは、中国と同様に既存の枠組みの外からその権益を収奪するとの意図をもって言葉を並べていると誤解されても仕方がない。中国から「日本も自国（中国）と同じで、北極海の権益を狙っており、やっていることは同じではないか。」と、国際世論の誤誘導の材料に利用されかねない。

つまり、国際公共財という看板を使用したのが故に、書かざるを得なかった結果ではないのか。再度言えば、北極海は国際公共財ではなく、領海及び排他的経済水域の集合体であり、当事国は否定しているが多国間の係争地である。その様な海域に対する記述は、慎重で丁寧であるべきであり、そこを敢えて踏み出させてしまった国際公共財という言葉の恐ろしさを思う。

以上疑問点を羅列したが、一方で「国家安全保障戦略」全体への考察を省き、その一部を取り出しての評価という手法は少々荒いのではないかとの指摘は当然予想されるが、疑問は疑問として列挙させてもらった。

おわりに

global commons という言葉を使用しているのは、勿論我が国だけではなく、また、国毎に global commons への理解は異なるのであろう。現に、米海軍協会“Proceedings”誌2018年3月号、World navies in review で各国海軍からの年頭コメント^{xxvii}においては、20カ国の海軍中、6カ国の海軍作戦部長、海軍司令官等が“global (maritime) commons”を使用している。(海上幕僚長は使用されていなかった。) 残念ながら、各国毎の理解や使われ方の全てをフォローできる訳もなく、この場でそれを詳らかにすることはできないが、曖昧故に使い勝手の良い言葉であることは確かである。

なお我が国において、Global Commonsを国際公共財と和訳したことは、旧来のコモンズ論を理解してのことであれば誤訳とは言えない。最大の罪は、QDRにこの言葉を持ち込んだオバマ政権下の官僚であり、我が国における問題は、米国に倣って安全保障の分野において、その意味の曖昧さを許容したままこの言葉を使用し続けたこととであろう。

言霊信仰を有する我が国にあっては、否、我が国である故に、言葉の力がそれを受け取る個々の人間に作り上げてしまう感性、感じ方への影響力は大きい。それ故に、反作用としての止むことの無い言葉狩りが行われる一方で、語感や語呂の良い言葉が多用される傾向がある。それは、テレビのバラエティー番組や商品イメージ戦略の中では当然であろう。しかし、厳格な理論の遣り取りを実施しなければならない安全保障の分野における道具としての言葉は、感覚的な部分は極めて抑制的であるべきであり、敢えてそれを逆用するのは欺瞞である。特に、昨年末に閣議決定された新たな防衛大綱では、対象とするドメインの拡大が大きなキーワードとなっているが、“global commons”がそのドメインの規定・理解に関係する言葉の一つである故に、より注意して使用されるべきと考える。(おわり)

-
- i U.S. Department of Defense, Quadrennial Defense Review, Feb. 1 2010. <http://archive.defense.gov/qdr/QDR%20as%20of%2029JAN10%201600.pdf>.
- ii 平成25年度外務省外交・安全保障調査研究事業（調査研究事業）「グローバル・コモンズ（サイバー空間、宇宙、北極海）における日米同盟の新しい課題」日本国際問題研究所、2014年3月、98p、
http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H25_Global_Commons/10-Rising_Challenges_for_the_Japan-US_Alliance_in_the_Global_Commons.pdf#search.
- iii 原田有『グローバル・コモンズのガバナンスが抱える難題』、防衛研究所、2015年11月、防衛研究所紀要第18巻第1号 54p
- iv 平成20～28年度版 防衛白書「日本の防衛」防衛省、2008-2016年、
<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/~>2018年12月5日アクセス>。
- v 平成25～30年版 外交青書 外務省、2013-2018年、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2018/html/index.html> ~2018年12月10日アクセス。
- vi The white house, National Security Strategy 2010, May 2010. http://unipd-centrodirittiumani.it/public/docs/USA_NSS_2010.pdf.
- vii i と同一。
- viii U.S. Department of Defense, The 2014 Quadrennial Defense Review, Mar. 4 2014. http://archive.defense.gov/pubs/2014_quadrennial_defense_review.pdf.
- ix The white house, National Security Strategy 2015, Feb. 2015. https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/docs/2015_national_security_strategy_2.pdf.
- x The white house, National Security Strategy of The United State, Dec. 2017. <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905.pdf>.
- xi USNI News CNO Richardson: Navy Shelving A2/AD Acronym October 3, 2016 5:31 PM. <https://news.usni.org/2016/10/03/cno-richardson-navy-shelving-a2ad-acronym>.
- xii 秋道智彌「コモンズの人類学」人文書院、2004年、238p。
- xiii 同上。
- xiv A.L.Morton 鈴木亮・荒川邦彦・松林正夫共訳(1972年)「イングランド人民の歴史」未来社、1968年、444p。
- xv G.M.トレヴェリアン 大野真弓監訳(1974年)「イギリス史」(主として1、2巻)みすず書房、1926年、257p(1巻) 230p(2巻)。
- xvi カール フォン クラウゼヴィッツ 篠田英雄訳(1968年)「戦争論」岩波文庫、1832年。
- xvii ヘドリー・ブル 臼杵英一訳(2000年)「国際社会論」岩波書店、1977年、384p
- xviii 浦野起央「人間的国際社会論」勁草書房、2003年、314p。
- xix ジョン・オルコック 長谷川真理子訳(2004年)「社会生物学の勝利」新曜社、2001年、355p。
- xx ジョセフ S.ナイ 田中明彦村田晃嗣訳(2002年)「国際紛争」有斐閣、2000年、281p。(同項の項目の選定については、当該書等を参考に著者が選定した。)
- xxix 田中明彦「新たな『中世』」日本経済新聞社、1996年、301p。
- xxii 米国に関しては、”National Strategy for the Arctic Region”, ”Implementation

Plan for the National Strategy, DOD”, “The Navy Arctic Roadmap”, “*The agenda for U.S. chairmanship of the Arctic Council*” 等による。訳は筆者が実施。

^{xxiii} LCDR David C. Sandomir *Defending Polar Access* U.S. Naval Institute, Proceedings Dec. 2015, pp24-29. 訳は筆者が実施。

^{xxiv} 国家安全保障会議 閣議「国家安全保障戦略」内閣官房、2013年12月17日、pp. 7-8、<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-j.pdf>.

^{xxv} 土山實男「安全保障の国際政治」有斐閣、2004年、p.76。

^{xxvi} 高坂正堯「冷戦後の国力の性質（1990年）」『高坂正堯著作集第3巻』都市出版社、1999年、p.507。

^{xxvii} *The commanders respond* U.S. Naval Institute, Proceedings Mar. 2016, pp32-46. 訳は筆者が実施。

[著者プロフィール]



鍛冶雅和 （かじまさかず）

防衛大（24期 機械工学）

潜水艦なつしお艦長、第27護衛隊司令、

海幕防衛課長、第3護衛隊群司令、

防衛監察本部監察官、呉地方総監部幕僚長、

第1術科学学校長、潜水艦隊司令官

を歴任し、2015年8月退官

現在、三井生命保険（株）顧問